

# 支払基金に委託した医療保険関係者の声

## ● 兵庫県内全41市町の審査支払事務の委託

兵庫県内全41市町が実施する医療費助成制度の審査支払事務について平成31年3月診療分から委託を受けました。その背景には、県民サービスの向上や医療保険関係者の更なる事務効率化に向けて課題を解消しなければならないという思いから、被用者保険に係る併用レセプト化の要望を契機に兵庫県が先導役となり、市町と検討・協議を重ね、約8か月という短い期間で円滑に支払基金への委託を開始できた経緯がありました。

委託後の事務処理の変化等について医療保険関係者の方のお話をご紹介します。

委託後の事務の変化等について、医療保険関係者に取材しましたので、ご紹介します。



### 兵庫県

#### 市町



神戸市 保健福祉局 高齢福祉部  
国保年金医療課 医療係長  
**生野 晶彦**さん

#### 紙の福祉医療費請求書がなくなり、事務量が大幅削減

委託前は、「福祉医療費請求書(社保用)」を用いて保険医療機関及び保険薬局(以下「保険医療機関等」という)から紙ベースで請求されていたため、ファイリングや保管にかなりの時間と労力を費やすようになりました。さらに過誤調整が必要となる請求があった場合は、膨大な量の「福祉医療費請求書(社保用)」から検索し引き抜いたうえで過誤付せんとともに審査支払機関(国保連合会)へ返戻する必要があつたため、過誤返戻処理に対する事務負担はかなり大変でした。また、今まで「レセプト」と「福祉医療費請求書(社保用)」は別々の審査支払機関に請求されていたため、レセプトが何らかの理由により保険医療機関等へ返戻された際に「福祉医療費請求書(社保用)」は取り下げられないと再請求されるケースが多く発生しており、結果的に重複請求となり、保険医療機関等に確認する手間と時間がかかっていました。

支払基金への委託後は、「福祉医療費請求書(社保用)」から併用レセプトでの請求に変更となつたことで、職員のファイリングや過誤調整のための引き抜き作業は必要なくなり、また重複請求自体がなくなりましたのでこれらの事務負担は大幅に減少し、被用者保険分のレセプトの審査結果が医療費に直接反映されるため適正な医療費の支払いにつながりました。

併せて、70歳から74歳までの前期高齢者について「現物給付化」されたことにより受給者にとって領収書保管や区役所での手続きが減少しましたので、より一層の住民サービスの向上につながったことは、安心して住民の方々が暮らせる街づくりを目指す自治体として大変嬉しい思います。

#### 医療機関



兵庫県立こども病院  
医事企画課長  
**三矢 茂弘**さん

#### 併用レセプト請求への変更による時間の有効活用

当病院では、支払基金へ委託する前までは1か月あたり約9,000件の「福祉医療費請求書(社保用)」を作成しており、毎月、審査支払機関へのレセプトのオンライン送信後に「福祉医療費請求書(社保用)」のデータを作成し紙代のうえ、負担金誤りの確認業務に約4時間程度を要していましたが、委託後は併用レセプトによる請求に変更になったことにより、業務時間が大幅に減少しましたので保留レセプト処理、査定分析や返戻再請求処理など、今まで使えなかった時間を有効に活用でき、事務処理の効率化も図られたことは大きなメリットを感じています。

また、毎月の印刷用紙代やトナーなどの経費削減にもつながりました。

併せて、これまでにはレセプトを取り下げたい場合、支払基金へレセプトの取下げを行い、同様に国保連合会へ「福祉医療費請求書(社保用)」の取下げ依頼を行う必要がありましたが、併用レセプト請求になつたことで支払基金のみレセプトの取下げ依頼を行えばいいことからこれもメリットのひとつを感じました。

#### 保険者



川崎重工業健康保険組合  
適用給付課長  
(兼) 総務会計会計担当課長  
**山中 秀介**さん

#### 受給者確認業務の大幅な軽減と支払基金の全受託に期待

支払基金が受託するまでは、兵庫県の医療費助成制度に該当するレセプトであるか否かについては、単独レセプトでは全く把握ができませんでした。

よって、乳幼児については年齢で判断しており、乳幼児以外の医療費助成の受給資格については被保険者からの自己申告や各市町からの受給者に係る所得区分の確認依頼を使って対象者の情報をリスト化することにより把握していましたが、非常に事務量が多く、また、対象者を明確に把握しきれているのかという不安も抱えながら業務を行っていました。

支払基金が受託して以降は、被用者保険に係るレセプトは、併用レセプトで請求されますので受給資格の把握に係る事務の効率化は勿論のこと、安心して保険者業務を行えるようになりました。

母体事業主である川崎重工業(株)には、兵庫県外にも大規模な事業所がありますが、残念ながら現時点において支払基金へ委託されていない県があり、当該事業所には相当規模の被保険者がおりますので、他県の医療費助成の内容や受給資格を確認する必要があります、依然として事務の効率化には至っていない状況です。

今後、支払基金が全国の自治体における被用者保険分に係る医療費助成制度の審査支払事務を1日でも早く受託してくれることを期待しています。

## ● 福井県内全17市町の審査支払事務の委託

福井県内全17市町が実施する医療費助成制度の審査支払事務を平成30年4月診療分から委託(現物給付化)しました。その背景には、県がリーダーシップを発揮し先導役となり、医療保険関係者が「一枚岩」となって新たな医療費助成制度を築いた経緯がありました。

委託後の事務処理の変化等について医療保険関係者の方のお話をご紹介します。

### 県



福井県 健康福祉部子ども家庭課  
主任 佐々木 梨恵 さん

#### すべては県民サービスの向上と医療保険関係者の事務効率化のために

福井県内の各市町から、県内統一で医療費助成の現物給付化を実施してほしいとの声が多数あり、また、福井県三師会連名での「請願書」(医療費助成制度の改善に関する請願)の県議会での採択を契機に「現物給付化」の検討を始めました。

これまで保険医療機関及び保険薬局(以下「保険医療機関等」という)では、レセプトとは別に医療費助成に係る請求について、専用書類を作成する必要がありましたが、大きな事務負担となっており、請求方法を検討する中で、被用者保険分について支払基金に委託することで専用書類の作成・提出が不要となり、保険医療機関等の請求事務負担が大きく軽減されるといったメリットがあったことから、各市町との調整を重ね、県内全17市町統一で支払基金への委託を決めました。各市町の独自の問題や現物給付化へ向けた準備等に苦労はありましたが、県民への医療サービスの向上と県民の健康を支える医療保険関係者の事務効率化に貢献できたことに大変満足しています。

#### 市町



福井市 福祉保健部子ども福祉課  
副主幹 辻裏 浩之 さん

#### 住民サービスの向上と事務処理の効率化のために

支払基金への医療費助成事業の審査支払事務の委託にあたり、福井県がリーダーシップを発揮し、保険医療機関等をはじめとする医療保険関係者への周知及び説明等を一手に担ってくれたことにより、各市町は自身の準備に専念ができました。

従前の「自動償還払い方式」では、高額療養費の計算はすべて医療費助成担当課で行っていましたが、「現物給付化」実施後は、被用者保険分については支払基金においてすべて計算を行った上で各市町に請求されることから、本業務はなくなり、事務作業量の軽減が図されました。

また、支払基金に委託することで審査結果が医療費請求に反映されることになるため、適正な医療費の支払いができます。

委託に伴う審査支払手数料の発生等、考慮する点はあるかもしれません、支払基金に委託する効果は十分にあると考えます。

### 医療機関



医療法人 にしむら皮フ科クリニック  
理事長 兼院長

**西村 陽一**さん

#### 請求事務の簡素化

支払基金に委託する前は、レセプトとは別に「医療費助成事業対象者一覧表」等を作成し、請求していましたが、委託後の平成30年4月からは現物給付化による併用レセプトでの請求となりましたので、請求事務については、「医療費助成事業対象者一覧表」等の作成が不要となり大変簡素化されました。

また、症状的に頻回に通院を必要としている患者さんは、「現物給付化」となったことで通院がしやすく大変良かったとおっしゃっています。

併用レセプトを作成するにあたり、レセコンシステムの変更をベンダーに依頼しましたが、システムのアップデートと一部の設定登録のみで対応可能でした。

福井県内全17市町一斉に「現物給付化」が開始されましたので、シンプルにレセプト請求等について考えることができ、とても感謝しています。

高額な薬剤等を使用した治療が効果的なケースであっても金銭的な理由でその治療を受けられないなんてことはあってはならないことから、このような医療費助成制度が県内一斉に充実することは大変素晴らしいことです。

### 保険者



セーレン健康保険組合  
**木村 庄吾**さん

#### 保険者業務の簡素化と正確な事務手続き

支払基金が受託するまでは、被保険者居住の市町村ホームページで公開されている医療費助成制度の概要を確認した上で、不明な点があれば各市町村に電話による問い合わせ等、多大な労力と時間を割いていました。

また、当組合は高額療養費を支給する際は、被保険者に医療費の領収書の提出を求める、紛失した場合は代わりに医療費証明書の提出を求めるなど、被保険者の方にも大きな負担をかけていました。

支払基金受託後は、「併用レセプト」として請求され、支払基金において高額療養費が自動計算されることから、高額療養費の支給事務もなく、日々の保険者業務が簡略化され、業務効率が向上されただけでなく、最も重要である「より正確な事務手続き」ができるようになったと実感しています。

私たちは保険者として、すべての給付に対し、徹底した二重三重の確認を行っても「これで本当に正しいのか?」と共に不安がつきまとっていましたが、現在は、「安心して仕事ができること」に感謝しております。